



## 夏の全国交通安全運動が始まります

本格的な夏の到来を感じさせる今日この頃、地域、保護者の皆様には日頃より本会の活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、夏の全国交通安全運動が、次の日程で実施されます。

### 令和8年7月13日(月)～22日(水)

今回の運動の重点は、①飲酒運転の撲滅 ②高齢運転者の交通事故防止と子どもをはじめとする歩行者の安全確保 ③自転車・バイクの交通事故防止と自転車利用時のヘルメット着用 ④スピードダウンと全席シートベルト着用の徹底 です。

もうすぐ、子どもたちが楽しみにしている夏休みです。特に子どもたちに関わる②と③については、学校で引き続き指導します。ご家庭でも、子ども自身が自分の大切な命と体を守ることができるよう、交通安全について家族と話し合ったり、登校前や外出時など一声かけたりするなど、ご協力をお願いします。

### 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先**
  - ★ 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。
  - ★ 自転車が車道通行するときは、道路の中央から左側の部分の左端に寄って通行しなければいけません。

★ 歩道を通行できる場合は、車道寄りやすくすぐに停止できる速度で通行しなければいけません。

★ 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければいけません。

「普通自転車歩道通行可」の標識や標示がある場合、普通自転車は歩道を通行することができます。

普通自転車歩道通行可
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認**
  - ★ 信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。
  - ★ 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。
- ③ 夜間はライトを点灯**
  - ★ 夜間は必ずライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。
- ④ 飲酒運転は禁止**
  - ★ 自動車と同じく、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。
- ⑤ ヘルメットを着用**
  - ★ 自転車を利用する全ての人は、事故の被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
  - ★ 児童・幼児を保護する責任のある人は児童・幼児が自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶらせてみましょう。

警察庁

### いかのおすし

しらないひとについて <b>い</b> かない 	しらないひとのくるまに <b>の</b> らない 	あぶないときは <b>お</b> おごえでさけぶ たす <b>け</b> けて! 
こえをかけられたら <b>す</b> ぐにげる 	まわりのおとなに <b>し</b> らせる 	しつかりとおぼえて <b>し</b> ぶんをまもろう 

イラスト: 白石実家

また、日が長くなると、不審者に遭遇することが増えるそうです。学校では不審者に遭った時の約束「いかのおすし」を継続的に指導しています。ご家庭でも、「いかのおすし」を含め、「放課後は複数で行動する」「帰宅時刻を守る」「不審者に遭ったら大人に知らせる」など、改めてお子さんをご確認ください。

なお、お子さんが不審者に遭遇した場合は、保護者の方から110番通報していただきますようお願いいたします。